

○常総衛生組合就業規則

昭和61年3月29日

常総衛生組合規則第4号

改正 平成14年2月28日 組合規則第5号 平成19年3月30日 組合規則第2号

第1条 常総衛生組合就業規則については、常総市就業規則（昭和36年水海道市規則第5号）の例による。

第2条 この規則の第8条の2の別表第1を次のとおりとする。

別表第1（第8条の2関係）

職務の級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	自動車の運転等をする職 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による清掃業務に従事する職
2 級	
3 級	処理施設の管理及び自動車の運転等をする職並びに相当の技能及び経験を有する職
4 級	
5 級	

附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成14年組合規則第5号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成19年組合規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。